

点検評価表（外郭団体）

I 団体の概要

（令和5年4月1日現在）

| | | | |
|------------|---|-------|----------------|
| 団体名 | 公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センター | | |
| 所在地 | 静岡市駿河区南町11番1号 | 設立年月日 | 平成3年12月2日 |
| 代表者 | 理事長 酒井 公夫 | 県所管課 | 静岡県警察本部組織犯罪対策課 |
| 設立に係る根拠法令等 | 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 （平成3年5月15日法律第77号） | | |
| 団体の沿革 | 平成4年6月4日 静岡県公安委員会指定 平成4年12月8日 特定公益増進法人認定 平成23年4月1日 公益財団法人移行 | | |
| 運営する施設 | - | | |
| 団体ホームページ | http://www.shizu-boutui.or.jp/ | | |

| 出資者 | 出資額（千円） | 比率（%） |
|------------|---------|-------|
| 静岡県 | 660,354 | 81.0 |
| 市町村 | 150,000 | 18.4 |
| 民間 | 4,771 | 0.6 |
| 基本財産（資本金）計 | 815,125 | 100.0 |

| 役職員の状況（人） | | | |
|-----------|----|-------|----|
| 常勤役員 | 1 | 常勤職員 | 5 |
| うち県OB | 1 | うち県OB | 2 |
| うち県派遣 | - | うち県派遣 | 2 |
| 非常勤役員 | 11 | 非常勤職員 | 7 |
| 役員計 | 12 | 職員計 | 12 |

II 点検評価（団体の必要性）

1 団体の設立目的（定款）

暴力団員による不当な行為を予防するための広報事業、暴力団員による不当な行為についての相談事業、暴力団員による不当な行為の被害者に対する救済事業等を行うことにより、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済を図り、もって安全で住み良い静岡県づくりに寄与することを目的とする。

2 団体が果たすべき使命・役割

不透明かつ巧妙に社会へ介入し、資金獲得活動を続けている暴力団に対し、官民一体となった排除活動を推進し、県民等の安全かつ平穏な生活を確保する。

3 団体を取り巻く環境

| 区分 | 内容 |
|---------------------------|---|
| 団体を取り巻く社会経済環境の変化や新たな県民ニーズ | 官民一体となり、社会から暴力団を排除する機運がさらに高まりを見せるなど、事業所等が活動をしていく上で、当センターが実施する情報収集に基づく情報提供や不当要求防止責任者講習などの公益事業の重要性が増している。 相談者等からは、暴力団等反社会的勢力の対処要領や会議・研修会などでの暴力団排除講話が求められている。 |
| 行政施策と団体活動との関係（役割分担） | 暴力団が、不透明目つ巧妙に社会へ浸透して資金獲得活動を続けている中、これらを根絶するためには警察における取締りと規制のほか、企業や民間による排除活動等官民一体となった排除への取り組みが必要である。暴追センターはその中心的存在として企業や市民に対し、広報啓発、民間自主活動の援助、相談、少年に対する影響排除、暴力団からの離脱支援、不当要求防止責任者講習、暴力団情報管理機関の業務援助、被害者救援、少年指導員研修等多岐にわたる援助、支援を行っている。 |
| 民間企業や他の団体との関係（役割分担） | 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律の規定により、県公安委員会から指定された団体で、県内で当団体の他に事業内容や活動分野が類似する団体は存在しない。 |

4 事業概要

(単位：千円)

| 区分 | 事業名 | 事業概要 | R4 決算 | R5 予算 |
|------|---------------------|--|--------|--------|
| 自主事業 | 相談、助言事業・助成、貸付事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・暴力団員による不法、不当な行為の被害者等からの相談及び助言 ・少年及び暴力団離脱希望者からの相談及び助言 ・離脱希望者雇用給付金支給 ・民事訴訟費用の無利子貸付 ・被害者見舞金支給 | 8,935 | 10,751 |
| 自主事業 | 広報啓発事業・暴力団排除活動支援事業等 | <ul style="list-style-type: none"> ・広報啓発 ・暴力追放県民大会の開催 ・少年に対する暴力団の影響を排除するための広報啓発 ・視聴覚教材の貸出 ・民間団体が行う暴力団排除活動支援 ・暴力団事務所等の監視及び情報の収集、提供及び調査活動 ・少年指導委員に対する育成事業 | 15,117 | 17,161 |
| 県委託 | 不当要求防止責任者講習事業 | 暴力団からの不法、不当な行為の被害を防止するため、知識技能の普及と思想の高揚を図る目的で、県公安委員会の委託を受け、企業、事業所及び行政機関から不当要求防止責任者として選任された社員、職員に対し、教本やビデオ等視聴覚教材を使用した講習会を無償で開催し、講習終了時には「選任事業者の証」、「受講修了書」を交付している。 | 5,428 | 5,728 |
| 合 計 | | | 29,480 | 33,640 |

5 事業成果指標

| 指標の名称 (単位) | 目標 (上段) 及び実績 (下段) | | | | 目標値 (年度) |
|----------------------------|-------------------|-------|-------|----|----------------|
| | R2 | R3 | R4 | 評価 | |
| 暴力追放友の会 会員 (賛助会員) 数 (人) | 800 | 800 | 800 | B | 800 (R5) |
| | 740 | 721 | 728 | | |
| 不当要求防止責任者 講習受講者数 (人) | 2,000 | 2000 | 2000 | A | 2000 (R5) |
| | 1,119 | 1,571 | 2,402 | | |
| 職域暴追団体数 (団体) | 40 | 40 | 42 | B | 42 (R5) |
| | 41 | 41 | 41 | | |
| () | | | | | () |

※評価 … A：目標達成 B：目標未達成 C：目標未達成 (乖離大)

6 事業成果の総括評価

| 団体の自己評価 | | 県所管課による評価 | |
|---------|---|-----------|---|
| 判定 | 評価 | 判定 | 評価 |
| ○ | <p>友の会会員について、コロナ禍による経営難等の理由から退会が増え、加入数は減少しているものの、口数に応じた会費総額は例年並みである。今後も各種活動を通じて会員の獲得を目指していく。</p> <p>責任者講習については、コロナ禍の影響を受け、人数制限等の制約もあったが、受講希望者が多く、できる限り要望に応え、開催回数を増やしたことや、受講団体側のシステムによりモート講習も実施したことなどにより、前年から増加し、例年並みの開催実績となった。</p> <p>職域暴追団体数については、現状の団体数を維持していくことが必要と思われる。</p> | ○ | <p>賛助会員については、コロナ禍及び円安により経営難の企業が増加傾向のため、経費削減を強いられる企業の退会が相次いでいるが、平成28年に導入された不当要求防止責任者講習受講者が在籍する建設業者に対し県が行う建設工事競争入札の格付評点が加算されることに伴い、建設業者からの賛助会員への申し込みが微増していることから、同制度をアピールして会員の獲得を目指していく。責任者講習についても、オンライン講習の導入を進めており、今後の受講者増加が見込まれる。職域暴追団体については、新規加入はなく、コロナ禍の影響により、退会する団体が増加しないよう新規加入の勧誘、現状の団体数を維持していくことが必要である。</p> |

※判定欄 … ○：良好 △：改善を要する ×：抜本的な改革が必要

7 団体の必要性の評価

| 団体の自己評価 | | 県所管課による評価 | |
|---------|--|-----------|---|
| 判定 | 評価 | 判定 | 評価 |
| ○ | <p>暴力団等の不当要求行為から県民を守り、暴力団のいない安全で安心できる住みよい静岡県を実現するため、警察、行政機関、弁護士及び地域・職域の暴力追放団体と連携を密にし、被害を受けるおそれのある県民と警察の橋渡し役を果たした。</p> <p>一昨年度に、適格都道府県センター制度に基づく、暴力団事務所の使用差止請求等により、暴力団事務所を完全撤退させた。昨年度は、適用事例はなかったものの、県内には暴力団事務所が残存しており、センターに対する県民・自治体の期待と信頼は高い。</p> <p>なお、「定款」に定める、各種公益目的事業についても積極的に取り組み、適正かつ効果的に推進した。</p> | ○ | <p>当団体は、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」を根拠として設立し、県内で唯一の暴力団排除推進団体として事業活動を行っており、平成19年6月に政府の犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせとしてまとめられた「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」においても、その外部専門機関としての位置づけが明確に示され、更には、平成23年8月施行の「静岡県暴力団排除条例」においても、暴力団排除の推進団体とされ、適格都道府県センター制度を利用し付近住民に代わり原告となって事務所使用差止め請求を行い、暴力団事務所を撤退させたことから、団体の必要性が認められる。</p> |

※判定欄 … ○：良好 △：改善を要する ×：抜本的な改革が必要

8 団体改革の進捗状況（過去の行政経営推進委員会からの意見への対応状況）

| 行政経営推進委員会意見 (経営健全性に係る意見を除く) | 対応状況 | |
|--------------------------------|---|--|
| | 団体記載 | 県所管課記載 |
| 一層の収入確保に努めながら、県民ニーズを踏まえた事業を行う。 | ○ 継続して暴力団追放友の会会員増強及び暴追自販機の設置拡大に努め、微増なるも収入確保策を講じながら、県警察との連携を密にして、県民に還元するよう努めている。 | ○ ・警察官を派遣していることにより、スムーズな情報共有が図られている。 ・一定の寄附金が寄せられた企業等に対し、暴力団追放県民大会で賞揚するなど、友の会の会員増強の支援を推進している。 |

※○：対応済 △：対応中 ×：未対応

Ⅲ 点検評価（経営の健全性）

1 財務状況

（単位：千円）

| 区 分 | | R2 決算 | R3 決算 | R4 決算 | 評価 | 備考（特別な要因） |
|-------|----------------|---------|---------|--------|----|-----------|
| 健全性指標 | 単年度収支 (d-h) | ▲ 1,170 | ▲ 2,863 | 212 | A | |
| | 経常損益 (a+b-e-f) | ▲ 1,170 | ▲ 2,863 | 212 | A | |
| | 公益目的事業会計 | 29,780 | 31,802 | 29,481 | | |
| | 収益事業等会計 | | | | | |
| | 法人会計 | 7,748 | 7,843 | 7,672 | | |
| | 剰余金 | 14,728 | 10,578 | 10,152 | A | |

※評価 … A：プラス B：特別な要因によるマイナス C：マイナス

| 区 分 | | R2 決算 | R3 決算 | R4 決算 | 主な増減理由等 | R5 予算 |
|---------------|---------------|---------|---------|---------|------------------------|---------|
| 資産の状況 | 資産 | 925,309 | 924,597 | 927,281 | | 922,059 |
| | 流動資産 | 15,210 | 12,896 | 12,524 | | 7,392 |
| | 固定資産 | 910,099 | 911,701 | 914,757 | | 914,667 |
| | 負債 | 3,872 | 6,025 | 6,396 | | 6,695 |
| | 流動負債 | 482 | 2,317 | 2,372 | | 2,350 |
| | 固定負債 | 3,390 | 3,708 | 4,024 | | 4,345 |
| | 正味財産/純資産 | 921,437 | 918,572 | 920,884 | | 915,364 |
| | 基本財産/資本金 | 815,125 | 815,125 | 815,125 | | 815,125 |
| | 剰余金等 | 14,728 | 10,578 | 10,152 | | 5,042 |
| 収支の状況 | 運用財産 | 91,584 | 92,869 | 95,607 | | 95,197 |
| | 事業収益 (a) | 4,000 | 4,000 | 4,000 | | 4,000 |
| | うち県支出額 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | | 4,000 |
| | (県支出額/事業収益) | (100.%) | (100.%) | (100.%) | | (100.%) |
| | 事業外収益 (b) | 32,358 | 32,782 | 33,364 | 富士宮市からの適格訴訟費用支払いがあったため | 33,101 |
| | うち基本財産運用益 | 8,776 | 8,957 | 9,780.0 | | 10,920 |
| | 特別収益 (c) | - | - | - | | - |
| | うち基本金取崩額 | - | - | - | | - |
| | 収入計 (d=a+b+c) | 36,358 | 36,782 | 37,364 | | 37,101 |
| | 事業費用 (e) | 29,780 | 31,802 | 29,481 | | 33,640 |
| | うち人件費 | 19,986 | 21,465 | 19,155 | | 21,420 |
| | (人件費/事業費用) | (67.1%) | (67.5%) | (65.%) | | (63.7%) |
| | 事業外費用 (f) | 7,748 | 7,843 | 7,671 | | 8,450 |
| 特別損失 (g) | - | - | - | | - | |
| 支出計 (h=e+f+g) | 37,528 | 39,645 | 37,152 | | 42,090 | |
| 収支差 (d-h) | ▲ 1,170 | ▲ 2,863 | 212 | | ▲ 4,989 | |

2 経営改善の取組の実施状況と評価

コロナ禍による行事縮小等の影響が継続し、全体的に経費が減少する中で、新規に2本の基本財産運用を行った結果、令和元年度以降最高額の978万円の運用益を出しており、経営改善に向けての努力は認められる。新型コロナウイルスが5類に引き下げられたことにより、これまで自粛していた行事が行われていき、経費の増額も認められるため、これまでどおり賛助会員の勧誘を継続し、県民のニーズに精一杯答えようと経営努力をしていく。

3 赤字の要因（前年度の単年度収支、経常損益が赤字の団体のみ記載）

| |
|--|
| |
|--|

4 経営の健全性の総括評価

| 団体の自己評価 | | 県所管課による評価 | |
|---------|---|-----------|--|
| 判定 | 評価 | 判定 | 評価 |
| ○ | <p>金利政策等による基本財産の運用益縮小の影響は大であるが、令和元年以降、安定効率的な債券運用に積極的に努めたことで、運用益は微増中である。</p> <p>その中で、必要な事業を行いつつも、経費節減に努め収支は僅かではあるが、プラスであり、依然、経営の健全性を保持しており、財政状況に問題はない。</p> | ○ | <p>・現在まで団体の基本財産、特定資産を取り崩す予定はなく、健全な経営がなされているものと認める。</p> <p>・基本財産運用益、友の会会費の収入と公益目的事業の剰余金の計画的な活用により、必要な事業を実施出来ていることから、経営の健全性が担保出来ている。</p> |

※判定欄 … ○：良好 △：改善を要する ×：抜本的な改革が必要

5 団体改革の進捗状況（過去の行政経営推進委員会からの意見への対応状況）

| 行政経営推進委員会意見 (経営健全性に係るもの) | 対応状況 | |
|-----------------------------|------|--------|
| | 団体記載 | 県所管課記載 |
| - | | |
| - | | |
| - | | |

※○：対応済 △：対応中 ×：未対応

IV 改善に向けた今後の方針

1 点検評価を踏まえた経営の方向性

| 今後の展望、中期的な経営方針（団体記載） | 団体の方針に対する意見等（県所管課記載） |
|--|---|
| <p>基本財産については、効果的な運用を図るため、専門家の助言を受けるなどして、約98%の運用率となっている。しかし、現在の利率では、多くの運用益を確保できていないため、特定資産を含めて、今後も効果的な運用を目指していく。</p> <p>また、こうした現状においては、友の会会員の維持・増強も不可欠である。同会員は、暴力追放の趣旨の賛同者であり、当センターの事業を確実に推進することで、維持・増強を図るとともに、必要な経費削減により一層努めていく。</p> | <p>経費の削減及び基本財産の計画的な運用に努めており、今後も更なる経費削減のための見直しを行うとともに、左記の方針を実直に実践しつつ、経常収益の増加に繋がる活動に協力していく。</p> |

2 今年度の改善の取組

| 団体の取組（団体記載） | 団体の取組に対する意見等（県所管課記載） |
|--|---|
| <p>暴力団排除機運の醸成を強化することにより、友の会会員の維持・増強を図る。</p> <p>そのため、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 対策が必要と認められる業界・事業等への支援及び啓発活動の強化・ 社会復帰支援の協賛事業所の拡充・ サイネージやインターネット等を活用した啓発動画の広報・ コロナ禍により中止若しくは書面開催となっていた各団体の暴追総会等へ積極参加し加入への働きかけ <p>などに取り組むものとする。</p> | <p>左記内容については、理事会で議決されているものであり、所管課として、議決に従い着実な活動推進をサポートしていく。</p> |

V 組織体制及び県の関与

1 役職員数及び県支出額等

(単位：人、千円)

| 区分 | R2 | R3 | R4 | R5 | 備考(増減理由等) |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-----------|
| 常勤役員数 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| うち県OB | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| うち県派遣 | - | - | - | - | |
| 常勤職員数 | 5 | 5 | 5 | 5 | |
| うち県OB | 2 | 2 | 2 | 2 | |
| うち県派遣 | 2 | 2 | 2 | 2 | |
| 県支出額 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | |
| 補助金 | - | - | - | - | |
| 委託金 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | |
| その他 | - | - | - | - | |
| 県からの借入金 | - | - | - | - | |
| 県が債務保証等を付した債務残高 | - | - | - | - | |

※役職員数は各年度4月1日時点、県支出額は決算額(当該年度は予算額)、借入金・債務残高は期末残高

2 点検評価(団体記載)

| 項目 | 評価 | 評価理由 |
|------------------------------------|----|--|
| 定員管理の方針等を策定し、組織体制の効率化に計画的に取り組んでいるか | ○ | 平成23年4月の公益財団法人への移行に伴い、定員の大幅な削減を実施し、以降、適正な役職員の定員管理を行っている。 |
| 常勤の役員に占める県職員を必要最小限にとどめているか | ○ | 常勤の役員は1名で県職員OBである。 |
| 常勤の職員に占める県からの派遣職員を必要最小限にとどめているか | ○ | 県民と警察の橋渡し役として、安定した事業を行うための必要最小限度の人数にとどめている。 |

※ 評価欄 … ○：基準を満たしている △：基準を満たしていないが合理的理由がある ×：基準を満たしていない

3 点検評価(県所管課記載)

| 項目 | 評価 | 評価理由 |
|-------------------------------------|----|---|
| 県からの派遣職員について、必要性、有効性が認められるか | ○ | 暴力団組織の排除・壊滅には官民一体となった対策が必要であるが、構成員の潜在化や資金獲得活動の多様化など暴力団情勢は日々変化しており、こうした中、暴力団対策に精通した現職警察官を派遣することで、社会情勢にあった情報の提供や安全確保を最優先とする相談等に対する即時判断、警察担当部署へのスムーズな引き継ぎ・事件化が可能になるなど、対策強化のための必要性・有効性が認められる。 |
| 県からの補助金等の支出や借入金等について、必要性、有効性が認められるか | ○ | 責任者講習は、事業者等が選任した不当要求防止責任者に対し、暴力団員等からの不当要求を防止するための法令知識や具体的対応要領、暴力団情勢等の講義を行う法定講習であり、当該業務を代替する機関はなく、暴力団対策に併せ悪質クレーマー対策にも通ずることから県内の官公署、民間企業などからの受講申込みが多く、必要性、有効性は認められる。 |

※ 評価欄 … ○：基準を満たしている △：基準を満たしていないが合理的理由がある ×：基準を満たしていない

VI 更なる効果的事業の実施に向けた取組

1 外部意見把握の手法及び意見

| 区分 | 実施 | 結果公表 | 実施内容 | 主な意見・評価 |
|-------------------|----|------|---|---|
| 外部評価委員会 | - | - | | |
| 利用者アンケート | - | - | | |
| 利用者等意見交換会 | - | - | | |
| その他 (事業を通じて把握) | ○ | ○ | 各種公益事業を通じて利用者（県民）の意見・要望の把握に努めている。 また、当センターホームページのアクセス数で関心点の把握に努めている。 | ・県内の反社会的勢力の実情等を知りたい。 ・暴力団を含めた悪質クレーム対策を教示して貰いたい。 ・不当要求防止責任者講習で視聴した暴力団排除DVDの貸出しをお願いしたい。 |

○：実施している／公表している —：実施していない／公表していない

2 事業やサービスの見直し例

県内の反社会的勢力の実情や悪質なクレームに対する対応策については、これまで「暴力団撃退マニュアル」として配布していたが、昨今の情勢に鑑み、名称を「反社対策マニュアル」にまとめて掲載して講習時に反映させている。暴力団排除DVDについても、希望する団体、個人に対して貸し出しをおこなっている。